

議案第26号

三朝町行政手続条例の一部改正について  
次のとおり三朝町行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉野田 秀 光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町行政手続条例の一部を改正する条例

三朝町行政手続条例（平成8年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正す  
る。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 条例等 町の条例及び町の執行機関の規則（地方自治法第138条の4第  
2項に関する規程を含む。以下同じ。）並びに鳥取県知事の権限に属す  
る事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥  
取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11  
年鳥取県条例第37号）により町が処理することとされた事務について規  
定する鳥取県の条例及び鳥取県の執行機関の規則をいう。

第2条第3号中「、農業委員会、固定資産評価審査委員会」を「及び農業  
委員会」に改める。

第19条第2項第5号中「又は補佐人」を「、保佐人、保佐監督人、補助人又は  
補助監督人」に改める。

附 則

